

作成日：2014年11月21日

イギリス

特許庁の所在地：

Intellectual Property Office (UKIPO)
Concept House, Cardiff Road, Newport,
South Wales, NP10 8QQ
United Kingdom

Tel : 44-1633-81-40-00

Fax : 44-1633-81-77-77

E-Mail : information@ipo.gov.uk

Website : <http://www.ipo.gov.uk/>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無
5. 出願言語
6. その他関係団体
7. 特許情報へのアクセス

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）
11. 留意事項

< 意匠制度 >

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) 欧州特許条約 (European Patent Convention)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (6) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)
- (7) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)
- (8) 外国公文書領事認証免除に関するヘーグ協定 (Hague Agreement)
- (9) 国際特許分類に関するストラスブール協定 (IPC)

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

日英 PPH については、以下を参照ください。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/niti_ei_highway_program.htm

3. 現地代理人の必要性有無

英国における代理人による代理は、必要ではないが送達用あて名を提示する必要があります。

4. 現地の代理人団体の有無

The Chartered Institute of Patent Attorneys (CIPA)

95 Chancery Lane London WC2A 1DT

Tel: 020-7405-9450 Fax: 020-7430-0471

E-mail: mail@cipa.org.uk Website: www.cipa.org.uk

5. 出願言語

英語及び他の言語でもって出願可能です。

6. その他関係団体

JETRO LONDON (Japan Trade Centre)

MidCity Place, 71 High Holborn, London, WC1V6AL, U.K.

Tel: 44-20-7421-8300 Fax: 44-20-7421-0009

7. 特許情報へのアクセス

<http://www.ipo.gov.uk> でアクセスすることが可能です。

外国特許・商標等情報検索ミニガイド

英国特許：

http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf3/England_P.html

英国商標：

http://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf4/England_T.html

特許制度

1. 現行法令について

特許法を改正する 2011 年 10 月 1 日法律により改正された 1997 年の特許法が適用されています。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、発明の名称、書類の送達を受ける住所、出願人が発明者か否かの表示、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。

現地代理人が作成し、署名して提出することができます。

(2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

2005 年 1 月 1 日より英語以外の言語による明細書等の提出も可能となりました。

この場合、英語による翻訳文を優先日から 12 ヶ月以内、又は出願日から 2 ヶ月以内の何れか遅く満了する期間内に、提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約 (Drawings, Abstract)

(4) 委任状 (Power of Attorney)

提出は不要です。

(5) 発明者宣誓書 (Declaration of Inventor)

出願人が発明者でない場合、特許を受ける権利の由来、発明者の氏名及び住所を記載した書面の提出が必要です。

(6) 優先権証明書 (Priority Document)

優先権証明書は、優先日から 16 ヶ月以内に提出する必要があります。

なお、従来優先権証明書の英訳文の提出を要求されておりましたが、2005 年 1 月 1 日以降の出願より原則として、その提出が不要となりました。この規定は、2005 年 1 月 1 日以降に英国の指定国段階に移行する PCT 出願に対しても同様適用されます。

3. 料金表 (単位 : ポンド (GBP))

オンライン出願の料金です。

(1) 出願料金	20
・ PCT 国内段階移行料金	30
(2) 調査料金 (PCT 経由の場合)	100
・ 通常出願の場合	130
・ 追加調査料金	130
(3) 実体審査請求料金	80

(4) 期間延長料金	135
(5) 年 金	
①5 年度	70
②6 年度	90
③7 年度	110
④8 年度	130
⑤9 年度	150
⑥10 年度	170
⑦11 年度	190
⑧12 年度	210
⑨13 年度	250
⑩14 年度	290
⑪15 年度	350
⑫16 年度	410
⑬17 年度	460
⑭18 年度	510
⑮19 年度	560
⑯20 年度	600

4. 料金減免制度について

国際調査報告が作成されている場合は、調査手数料が減額されます。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度が採用されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 予備審査

① 出願書類が提出されますと、予備審査として方式的要件について審査されます。

方式的要件を満たしていない場合には、出願人に通知され、指定期間内に補正する機会が与えられます。

② 出願日認定に必要な書類が提出された場合には出願日が付与されます。

(2) 不特許事由について

次のものは特許を受けることができません。

- ① 発見や科学上の理論や算術的方法の場合
- ② 公序良俗に反する場合。
- ③ コンピュータプログラム自体の場合
- ④ 純粋な美的特徴の創作に過ぎない場合
- ⑤ 人体に施される医学的処理や診断方法、等々です。

(3) 新規性について

- ① 絶対的新規性を採用しております。

英国出願日前（又は優先日前）に、出願に係る発明が世界のいずれかの場所で利用可能となっていた場合には、従来技術とされ特許を得ることはできません。

- ② また、先の優先日や出願日を有する出願が、後の出願後に公開された場合において、後の出願に係る発明が公開された先の出願の明細書等に記載されている場合、先の出願に記載された発明は従来技術となります。（Whole contents approach の採用です）

- ③ 新規性喪失の例外の内容

次の場合には、新規性喪失の例外が認められます。

(a) 特許を受ける権利を有する者の意に反して、出願日前（又は優先日前）6ヶ月以内に発明が公表された場合

(b) 英国出願日（又は優先日）前6ヶ月以内における国際的な博覧会における発明の公表の場合

この例外の適用を受けるためには、出願と同時にその旨の書面を提出し、出願日から4ヶ月以内に証明書を提出する必要があります。

(4) 出願公開について

出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。早期公開制度も採用されており、出願公開日から仮保護の権利が発生します。

(5) 調査報告について

- ① 調査報告には、特許性に関する言及は含まれず、審査官が調査する分野及び関連する文献リストが記載されます。

- ② 審査見解書（Examination Opinion）は、調査において審査中に補正を必要とする重要な引例等を発見した場合には、調査報告書と共に発行されます。

- ③ 調査報告書は、優先日から18ヶ月経過後出願と共に公開されます。

出願人は明細書等の補正をすることができます。

- ④ 出願公開の準備完了前にクレームが補正された場合には、出願時の明細

書とともに公開されます。

- ⑤最初の調査報告書は、単一の発明概念を形成する関連した1つ又は複数の発明又は発明群のうちの最初のクレームに限定できます。

最初のクレームに限定された場合、出願人は調査されなかった発明について調査請求する機会が与えられます。

- ⑥なお、2004年7月1日以降の調査報告書においては、他の特許庁により発行される対応外国出願の調査結果の情報の提出要求を伴うようになりました。

この場合には、他国の調査報告の写しを最初の審査報告書に対する応答する際に提出しなければなりません。

但し、出願人が提出しない場合、不提出による制裁措置はないとのことです。

(6) 実体審査について

- ①実体審査を受けるためには、出願人は出願公開の日から6ヶ月以内に実体審査請求を請求（料金納付により2ヶ月延長可能）しなければなりません。この期間内に請求をしなかった場合、その出願は放棄したものと見なされます。

なお、PCT経由国内段階移行出願の場合は、優先日から31ヶ月又は国内移行日から2ヶ月以内（料金納付により）に請求しなければなりません。

- ②出願審査請求をした後、審査官は調査報告にリストされ、優先日前に公表された文献を考慮して、その出願の発明が新規（Novel）であるか、進歩性を有するか、特許性や、クレームの簡潔性及びクレームが明細書によりサポートされているか等について審査します。

- ③審査官の報告書には、出願人の明細書等の補正書等提出のため応答期間として、通常は4ヶ月間の期間が明記されます。

なお、この期間は、延長された期間が出願日又は優先日から4年6ヶ月若しくは最初の審査報告書の発行日から12ヶ月以内の場合には、2ヶ月の期間の延長することができます。

必要に応じて、更なる報告書が発行されます。

- ④最初の審査報告書（First Examination Report）は、審査見解書を伴った調査報告書、PCT国内段階移行出願に関しては主要な特許性の争点（Major patentability issues）を記載した国際調査報告（ISR）や特許性に関する国際予備報告（IPRP）で、省略された形式の報告書（Abbreviated Report）となります。

なお、この省略された報告書の場合には、応答期間として短い期間が指定されます。

⑤最初の審査において、審査官が出願を許可すると判断した場合には、願人に自発補正や分割出願をするために2ヶ月の期間を与える、報告書が発行されます。

⑥出願人は、審査官から指摘された全ての拒絶理由を、優先日又は出願日から4年6ヶ月以内に、若しくは最初の審査報告書の発行日から12ヶ月以内の何れか遅い期間内に、回避することが要求されております。

上記何れかの期間内に、出願を特許される状態(Condition for grant of a patent)にすることができなかつた場合には、原則として、出願は遡及的に無効(Irrevocably void)とされます。

なお、この期限は一般的に“アクセプタンス・デュー・デート”(Acceptance Due Date)と呼ばれております。

⑤特許することができるものと(the application is in order for grant)認められると、特許付与の決定通知書が送付され、特許公報に公告されます。

一方、特許出願にかかる発明が、特許を受けることができないものと決定された場合、その旨出願人に通知されます。

この決定に対して不服を有する場合には控訴院(Patent Court)に抗告することができます。

(7)早期審査(Accelerated Examination)について

①出願人は、調査及び審査請求をすることによって、調査と審査請求を同時にすることができます。

②早期審査のための理由をともない、早期審査を請求することができます。早期審査処理の請求がされると、およそ出願日後6ヶ月から12ヶ月で特許が付与されるとのことです。

③特許ハイウェイ施行プログラムが、2007年7月に日本国特許庁との間で開始されました。この内容は後述します。

(8)分割出願について

①発明の単一性の要件を満たさない場合、審査官は最初にクレームされた発明についてのみ調査を行います。

他の発明については、最初の審査報告書(First Examination Report)で指定された応答期間満了前に調査手数料を納付することにより調査されます。

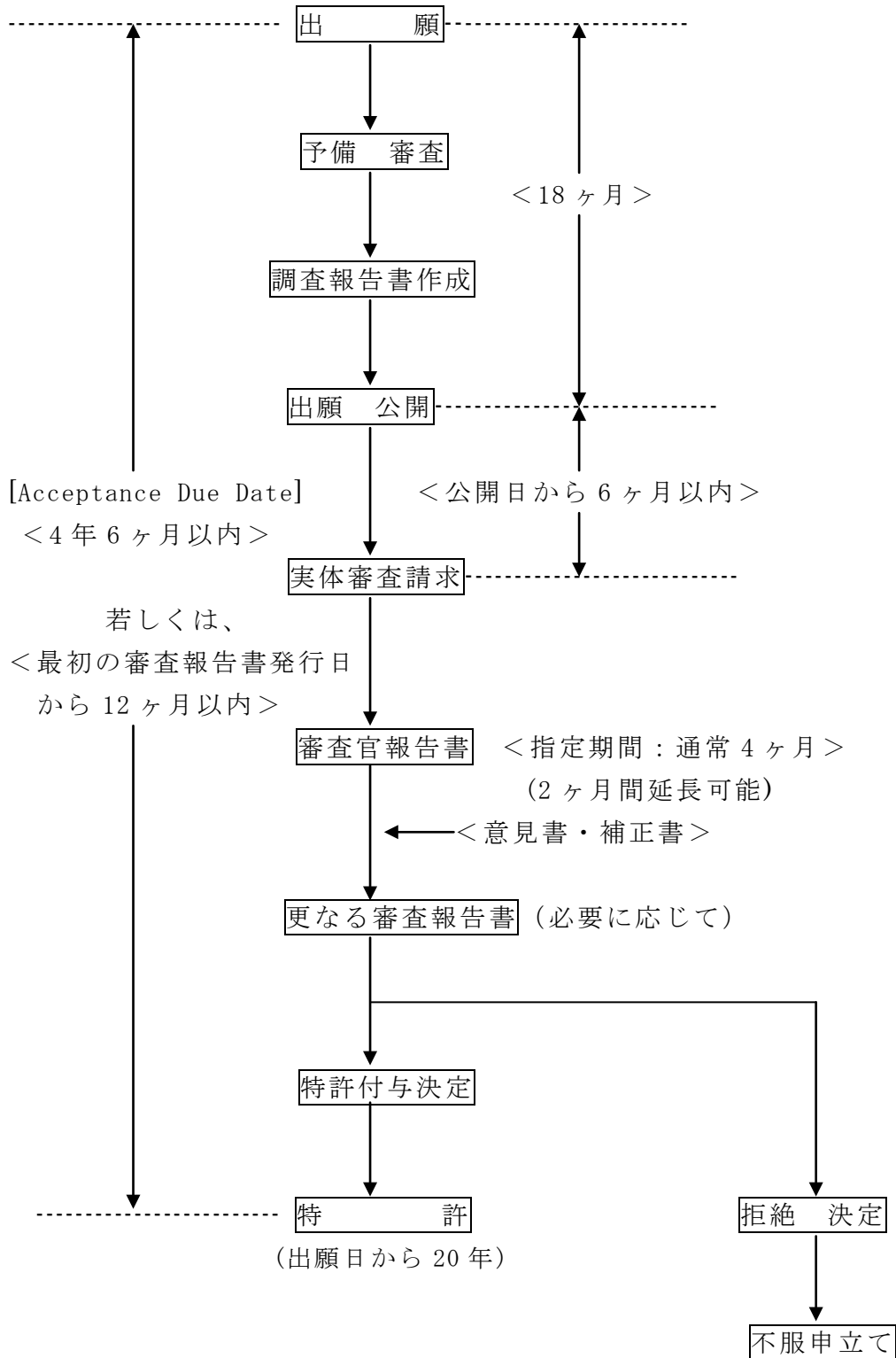
②審査されたクレームが複数の発明群に関連していた場合、出願人は審査のために1つの発明群を選択し、他のクレームについては削除する必要があります。

この場合、他のクレームの発明についての分割出願は、特許付与(the

date of notification of grant) 前で、優先日又は出願日から4年6ヶ月若しくは最初の審査報告書発行日から12ヶ月(何れか遅い期間)(2ヶ月延長可能)の3ヶ月前までに行う必要があります。

- ③親出願に関する最初の報告書が特許付与(the application is in order for grant)の場合、分割出願(希望する場合は、その報告書の発行日から2ヶ月以内に行わなければなりません。
- ④なお、分割出願は、親出願に適用されるアクセプタンス期限である4年6ヶ月又は最初の審査報告書の発行日から12ヶ月と同一の期間内に特許付与の状態にしなければなりません。

出願から登録までのフローチャート



日・英国特許審査ハイウェイ (PPH) に関して

従来、例えば日本出願に基づいて、「特許審査ハイウェイ PPH, PCT(UK) 早期審査、や PPH MOTTAINAI プログラムにより英国において早期審査を受けることが可能でした。ここで、

- ① 「PPH」とは、先に出願した第1国の特許庁で特許要件を満たすと判断された出願について、後に出願した第2国において、一般の出願に優先した早期審査が可能となる制度をいいます。
- ② 「PCT(UK) 簡易早期審査 (PCT(UK) Fast Track)」とは、肯定的な特許性に関する国際予備報告を得ている国際出願について、英国国内段階の出願で早期審査を可能とする制度をいいます。
- ③ 「PPH MOTTAINAI プログラム」とは、どこの国に先に特許出願をしたかにかかわらず、参加国による特許になり得るとの判断に基づき PPH の対象とする仕組みをいいます。

しかしながら、これらのプログラムは国により利用できる PPH の種類が異なっており（例えば、英国では PCT-PPH（特定の国際調査機関又は国際予備審査報告で特許になりうると判断された見解に基づき、早期審査を請求することができる制度）は利用できませんでした）各国においてどの PPH を利用することができるのか出願人にとって分かりにくく、制度自体が複雑になっておりました。そこで、

- ④ 日本国特許庁は 12 ヶ国との間で利用できる PPH の種類を共通化した、多数国間の枠組み「グローバル特許審査ハイウェイ (Global Patent Prosecution Highway Pilot Program) (GPPH)」を開始することに合意しました。

なお、合意した国は次の通りです。

- ① 米国、② 韓国、③ 英国、④ デンマーク、⑤ フィンランド、⑥ ロシア、⑦ カナダ、⑧ スペイン、⑨ 北欧特許庁、⑩ ノルウェー、⑪ ポルトガル、及び⑫ オーストラリア

その結果として、2014年1月6日よりグローバル特許審査ハイウェイ施行開始に伴い、上記いずれかの国の審査結果に基づき、英国特許庁においても特許審査ハイウェイの申請が可能となりました。

以下、「PPH の請求」、「PCT(UK) 簡易早期審査」及び「GPPH」について概説します。

1. 特許審査ハイウェイ (PPH の請求) について

(A) 請求の要件

- ① 英国出願及び対応する日本出願において、優先日或いは出願日のうち、最先の日付が同一であること。例えば、

- (a) 英国出願が日本出願に基づく優先権を主張している出願であること
 - (b) 英国出願が日本出願に基づく優先権を主張している PCT 出願の国内移行出願であること
- 等です。

- ② 対応する日本出願に、日本国特許庁が特許可能と判断した 1 乃至複数の請求項があること。
- ③ 審査を申請する英国出願のすべての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- ④ 英国特許庁において、審査が着手されていないこと。

(B) PPH 提出書類

- ① 対応する日本出願に関するオフィス・アクションの写しの提出
オフィス・アクションが AIPN(日本特許庁のドシエアクセスシステム)により入手可能な場合には、写し及び翻訳文の提出は不要です。
- ② 日本特許庁が審査した請求項の翻訳文の写し、及び該当する場合には、補正した請求項で特許可能と日本国特許庁が判断した請求項の写しの提出
上記①同様、AIPNにより入手可能な場合には、請求項の写し及びその翻訳文の提出は不要です。
- ③ 早期審査を申請する英国出願の請求項と、特許可能と日本国特許庁が判断した対応する日本出願の請求項との関係を証明する請求項の対応表の提出

(C) PPH 早期審査の手続き

- ① 早期審査を申請する書状、関連する補助的な文書及び申請用紙が提出されると、審査官が申請書を審査し、申請の要件が全て満たされていると判断された場合には、審査官が関連する審査グループに連絡され、審査官は早期審査を実施します。
- ② 早期審査の要件が全て満たされていない場合には、審査官は申請が認められない旨及びその理由が出願人に通知されます。
この場合、出願人は必要な修正後、再申請をすることができます。
- ③ 早期審査の全ての要件が満たされている場合には、審査官は申請が認められたことを出願人に通知します。
- ④ 審査官は、関連する審査グループに出願が早期審査の資格を得たことを通知し、関係する審査官が出願について早期審査に着手します。

2. PCT(UK)簡易早期審査について

2010年5月28日より、肯定的な特許性に関する国際予備報告を得ている PCT 出願について、英国国内移行出願において早期審査の請求を行うこと

ができるようになりました。

このサービスは、PCT 第 1 章又は第 2 章のいずれかで特許性に関する国際予備報告が発行されている場合に利用することができます。

(A) 請求の要件

このサービスを受けるためには、英国国内段階に移行した出願の全ての請求項について、国際段階で審査が行われ、新規性、進歩性、産業上の利用可能性の要件を満たしているとの見解が示されていることが必要です。なお、このサービスは、2010 年 5 月 28 日以降に英国国内段階に移行した出願と同様、既にイギリス国内段階に移行している PCT 出願についても適用されます。

(B) 手続

英国特許庁に対して、書面で早期審査請求を行い、肯定的な特許性に関する国際予備報告を得ている旨を示す必要があります。

しかし、2012 年 6 月 8 日からこの早期審査の要件が緩和され、英国国内移行出願の請求項が、国際予備報告 (IPRP) 又は国際調査報告において肯定的な見解が示された 1 以上の請求項に対応している場合には、早期審査を利用することが可能となりました。

3. グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) について

(A) 請求の要件

- ① 早期審査が請求された英国出願と GPPH の請求の基となる先の審査庁の出願 (Office of Earlier Examination application) は、最先の同一の日付 (優先日又は出願日) を有すること
- ② 少なくともある対応する審査庁の出願が、先の審査庁により特許と決定された一以上のクレームを有すること
- ③ GPPH による審査のために出願され又は補正された全てのクレームは、先の審査庁において特許と判断された一以上のクレームと十分に対応していること
- ④ 英国特許庁が出願の審査を開始していないこと。

(B) 必要な書類

- ① 必要事項を全て記入した請求書 (Completed request form) 及び英国出願のクレームと先の審査庁により特許と判断された対応する先の審査庁の出願のクレームとの関係を示したクレーム対応表を提出すること
- ② 対応する先の審査庁の出願におけるオフィス・アクションの写しを提出すること

< 写しの提出に関して >

出願人は GPPH の請求と同時に写しを提出するか、又は先の審査庁がドシエアクセスシステム (Dossier Access System) を有し、そのシステ

ムにより特許クレームを入手可能な場合には、英国特許庁が先の審査庁から直接当該クレームを入手するよう請求することができます。

<写しの翻訳文に関して>

上述したオフィス・アクションと特許されたクレームが英語でなく、又はドシエアクセスシステムにより入手できない場合は、書類の英語による翻訳文を提出する必要があります。

なお、機械翻訳 (Machine translations) も受理されます。

<引用文献に関して>

先の審査庁により引用された特許書類の写しは、その写しが EPOQUE により入手できる場合は提出の必要はありませんが、非特許文献の写しは PPH 請求書に同封する必要があります。

なお、審査官が引用文献の翻訳文が必要と判断した場合、出願人にその文献の翻訳文の提出を要求することができます。

(C) 早期審査の手続

- ① 出願人は、十分に記入した PPH 請求書及びクレーム対応表を含み、特許庁に GPPH パイロットプログラムによる早期審査を請求する書状を提出します。
- ② 審査官は、請求書を確認し、全ての要件を満たした場合、当該審査官は早期審査を行う首席審査官に通知します。
- ③ 一以上の要件を満たしていない場合、審査官は出願人に連絡し訂正が可能な場合には出願人に GPPH 請求書を補正するため一度だけ機会を与えます。

9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権存続期間は、出願日から 20 年です。
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 年金は、登録後に出願日から起算して第 5 年度目から納付する必要があります。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限：優先日から 31 ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類：下記書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
 - (a) 国際出願の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
 - (b) 19 条補正がされた場合：補正後の翻訳文
 - (c) 34 条補正がされた場合：補正後の翻訳文
- (3) 審査請求期限：優先日から 33 ヶ月以内です。

11. 留意事項

(1) 出願の際

- ①既に述べましたように、出願をする際に英語以外の言語の提出も可能です。従いまして、我が国からイギリス出願をする場合に、明細書等を英語で作成する時間的余裕がない場合には、日本語の明細書の提出でもって出願日を確保することができ、優先権を確保できるようになります。但し、この場合には英語の翻訳文を優先日から12ヶ月以内、又は出願日から2ヶ月以内の何れか遅く満了する期間内に、提出しなければなりませんので十分留意する必要があります。
- ②出願審査請求制度を採用しております。この請求は、出願公開の日から6ヶ月以内にしなければなりません。審査請求がこの期限内（料金納付により2ヶ月間延長可能）に行われなかった場合には、出願が取下げられたものとみなされますので、その期限管理には十分留意する必要があります。
- ③従来は、イギリス国内で発明された発明について外国へ出願をする場合には、原則として最初にイギリスに出願をしなければなりませんでしたが、2005年1月1日以降はこのような制限がなくなりました。

(2) 出願後審査中

- ①2004年7月1日より、対応外国出願国のサーチ結果を特許庁に提出することが義務づけられることとなりました。
このサーチ結果を提出する期限は、最初の審査報告書に対する応答と同時となっております。
なお、最初の審査報告書が特許許可通知の場合には、応答する必要がありません。
- ②イギリスでは、所謂アクセプタンス・デュー・デート（Acceptance Due Date）を採用しております。
このDue Dateとは、審査官からの最初の審査報告書において指摘された全ての拒絶理由を、出願日又は優先権を主張する場合には優先日から4年6ヶ月以内、又は最初の審査報告書の発行日から12ヶ月以内に、取り除き出願を特許される状態にしなければならない期限をいいます。この期限内に出願を特許の状態にされなかった場合には、出願は無効とされますので留意する必要があります。
なお、このアクセプタンス・デュー・デート間際になっても特許許可通知を入手できなかった場合には、更に部分的に応答するなり、又は電話等で審査官に連絡をしておくことにより、更に数ヶ月間の猶予期間をもらえることができるということです。
- ③発明の単一性の要件を満たしていないとの見解に対する出願人の対応

ですが、出願人は、最初の審査報告書（First Examination Report）が発行されたときに、単一性の要件を満たしている旨の反論をすることができます。

この反論が認められた場合には、調査されなかった部分の発明について調査が行われます。

出願人が単一性の要件を満たしていないと判断した場合には、親出願のアクセプタンス・デュー・デート期限前の3ヶ月までに、分割出願をするか、又は追加調査料金を納付することができます。

- ④なお、出願人が発明の単一性の要件欠如を認めた場合には、追加調査報告（Supplementary Search Report）を入手することにより、クレームについて新規性や進歩性を有するか否かの判断する機会を得ることができるようになるとの理由により、分割出願をする前に追加調査料金を納付する方法もよろしいかと思われま

(3) 出願名義人変更の譲渡証書

従来は、権利を譲渡する場合には譲渡人及び譲受人の両者の署名が必要でしたが、2005年1月からは譲渡人だけの署名で十分となりましたので、譲渡証書を作成する場合には、留意して下さい。

- (4) EPC 出願により英国を指定の場合において、EPC 出願が特許になった場合に、英国国内移行手続が必要になりますが、この場合 EPC 特許の翻訳文を英国特許庁に提出する必要は有りませんので、留意して下さい。

意匠制度

1. 現行法令について

2006年10月1日施行の2006年規則改正命令により改正された1949年法律が適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要である。

なお、1の意匠登録出願において、複数の意匠を出願することができます。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、物品の名称、優先権主張の場合におけるその情報等を記載します。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photograph & Drawings)

(3) 委任状 (Power of attorney)

提出は不要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から3ヶ月以内です。

優先権証明書の英訳文は、要求された場合に提出する必要があります。

3. 料金表 (単位: ポンド (GBP))

(1) 出願料金 (1意匠出願)

① 出願時に公開について同意を付与する場合 60

② 出願時に公開について同意を付与しない場合 40

(2) 複数意匠出願の2番目以降の1意匠当たりの出願料金

① 出願時に公開について同意を付与する場合 40

② 出願時に公開について同意を付与しない場合 20

(3) 更新料金

① 第1回目の更新料金 130

② 第2回目の更新料金 210

③ 第3回目の更新料金 310

④ 第4回目の更新料金 450

4. 料金減免制度について

減免制度はありません。

5. 実体審査の有無

登録可能性について審査されます。

6. 出願公開制度の有無

登録後、出願内容が公開されます。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

- (1) 出願について、方式的要件及び登録可能性自体についての審査が行われます。
- (2) 登録可能性の要件を満たしていない場合には、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知日から2ヶ月以内に補正書等を提出することができます。
- (3) 特許庁の決定に不服の場合、決定の日から1ヶ月以内に特許庁に不服を申し立てることができます。
- (4) 2006年10月1日以前の出願に対しては、新規性について審査が行われていましたが、2006年10月1日以降の出願に対しては、行われておりません。
- (5) 出願は12ヶ月以内に、出願を登録状態にしなければなりません。
この期間内に登録状態にできなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされます。
なお、登録すると登録のされた旨が官報に公表され、登録証が発行されます。
- (6) 登録異議申立制度は採用されておませんが、利害関係人は登録の無効や取消し（Cancellation 又は Invalidity）を特許庁に請求することができます。
- (7) 不登録事由について：

以下に掲げるものは、登録を受けることができません。

① 意匠の定義に該当しない意匠。

「意匠」とは、物品の装飾の特徴、外郭、色彩、形状、若しくは材料から結果的に得られる製品全体又はその一部の外観であると、定義されております。

② 新規性及び独自性の要件を満たさない意匠。

③ 製品の技術的機能のみから把握される意匠。

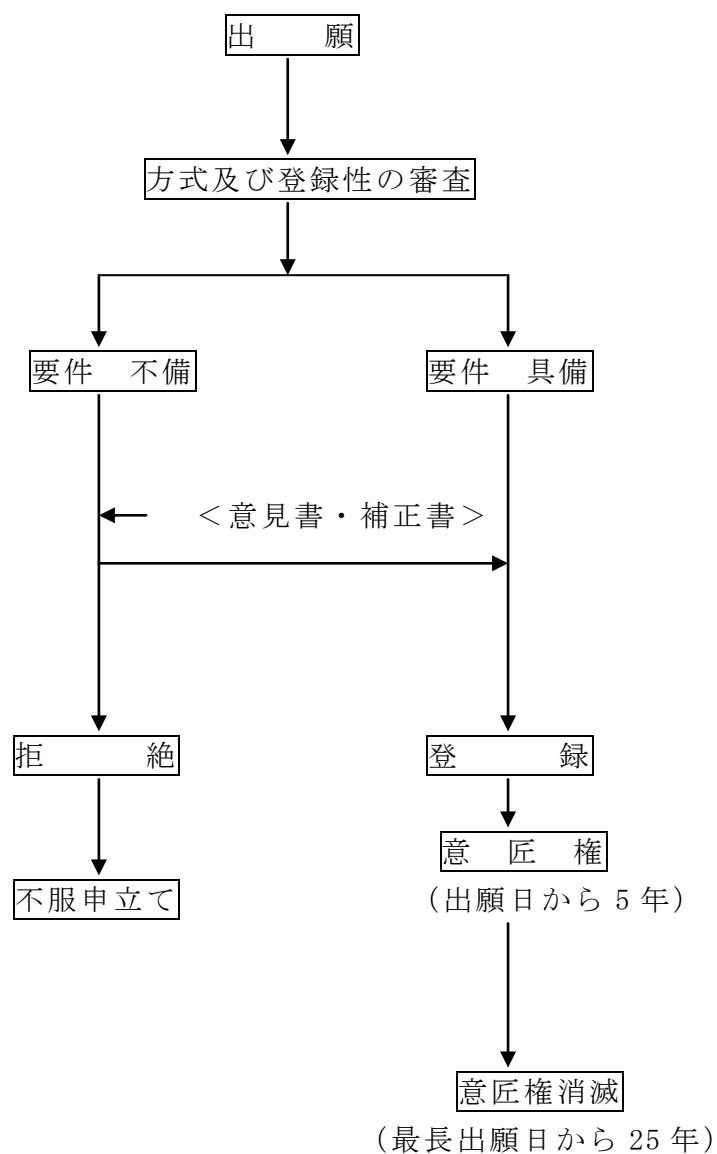
④ 実施が法律や道徳に反するおそれがある意匠。

(8) 新規性及び独自性の要件について

- ① 出願日（又は優先日）前に、出願に係る意匠と同一の意匠が国内及び外国において、公衆に利用し得る状態になっていない場合、又は意匠と

- して重要である部分が異なる場合には、新規な意匠とみなされます。
- ②新規性喪失の例外として、12ヶ月のグレースピリオドも導入されております。
- 即ち、出願日（又は優先日）前、12ヶ月の期間内において開示された意匠は、新規性を喪失しません。
- ③また、独自性の要件について、出願にかかる意匠の全体的印象が、先行意匠の全体的印象が使用者に与える印象と異なる場合には、独自性を有するものとされます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 出願日から5年です。
- (2) その後、5年間に付き4回更新することができ、従いまして存続期間は最長、出願日から25年となります。
存続期間の更新は、満了期間前の6ヶ月以内の期間内に更新登録料を納付する必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されております。

物品の一部について意匠の保護を受ける場合には、保護される物品の部分における意匠を下記のいずれかの方法により特定する必要があります。

- ① 非意匠部分を点線で現すこと、又は
- ② 意匠部分を、赤のインクで色づける、又は円で囲むこと。

11. 留意事項

(1) 意匠登録の取消しについて：

- ① 登録後、第三者は登録の取消しを請求することができます。
- ② 取消しの理由：
 - (a) 登録意匠が、新規でなかった場合、
 - (b) 登録意匠が、不登録事由に該当していた場合、です。

(2) 意匠登録の無効について：

- ① 利害関係人は、登録の無効を請求することができます。
- ② 無効理由：
 - (a) 登録意匠が、新規でなかった場合、
 - (b) 登録意匠が独自性を有していなかった場合、
 - (c) 登録意匠の意匠権者が、意匠登録を受ける権利を有していなかった場合です。

商標制度

1. 現行法令について

2000年及び2008年の規則の改正を伴う、1994年の商標法が適用されております。

2. 商標出願時の必要書類

商標及びサービスマークの出願に必要な事項及び書類は以下の通りです。
なお、一出願で複数の区分の指定商品等の出願が認められております。

(1) 願書 (Request)

出願人の名称・住所、指定商品・指定役務、及びこれらの区分、及び優先権主張の場合はその情報等を記載します。

(2) 商標見本 (Mark)

(3) 委任状 (Power of Attorney)

提出は不要です。

(4) 優先権証明書 (Priority Document)

審査官から要求があった場合に提出が必要です。

3. 料金表 (単位: ポンド (GBP))

(1) 出願料金	200
(2) 区分加算料金 (1 区分あたり)	50
(3) 異議申立料金	200
(4) 期間延長料金	100
(5) 更新手数料	200
(6) 区分加算料金 (1 区分あたり)	50

4. 料金減免制度について

減免制度ありません。

5. 実体審査の有無

商標出願は方式的要件及び登録性について審査されます。
出願公告日から異議申立が可能です。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度自体は採用されておられません。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。
出願は全件審査されます。

8. 出願から登録までの手続の流れ

(1) 商標の定義

商標とは、視覚的に表現される標章であり、商品やサービスを他人のものから識別することができるものと、定義されております。

ここで標章とは、言葉、描図、文字、数字、図形、商品及びその包装の形状等をいいます。

(2) なお、一出願に複数の区分を含むことができ、音響商標（Sound Mark）や匂い商標（Smell Mark）又味商標（Taste Mark）も登録を受けることができます。

出願がされますと、方式的要件の審査、登録性自体について審査されます。

(3) 方式的要件の審査

① 方式的要件に不備がある場合には、出願人は補正指令書発行日から

1ヶ月以内に不備を是正すべき旨命ぜられます。補正指令が発せられ、出願人は当該補正指令発行日から指定期間内に補正をすることができます。

② また、出願手数料が納付されていない場合には、同様に指令書発行日から1ヶ月以内に納付するよう要請されます。

(4) 登録要件の審査

① 登録要件を満たしていない場合、拒絶理由通知が発行され、出願人は当該通知日から2ヶ月以内に意見書・補正書を提出することができます。

② 出願人が、上記拒絶理由通知に応答しない場合、又は応答によっても拒絶理由を解消できなかった場合には、出願は拒絶されます。

次に、絶対的不登録事由及び相対的不登録事由の内容について説明します。

(I) 絶対的不登録事由の審査

絶対的不登録事由とは、商標としての本質的要件から登録に適合しない商標、及び国際機関等の権威を尊重する観点から登録が排除される事由をいいます。

例えば、

① 標章が視覚的でなく、又は自己の業務に係る商品等を他の事業者の商品等から識別することができない商標、自他商品等識別力がない商標

② 標章が取引における性質、数量や種類、地名、商品等の生産時期等の表示のみからなるもの（記述的商標の場合）

- ③取引の確立された実務において慣習されている標識や表示のみからなる標章
- ④公序良俗に反する標章、又商品等の性質や数量、地理的原産地を欺瞞するおそれのある標章
- ⑤イギリスの法律等により使用が禁止されている標章
- ⑥王室の紋章やその紋章を主要部とするものと類似する記章や模様
- ⑦原則として、パリ条約の同盟国の旗章、又は紋章学上の模倣により構成され、又はそれを含む標章
- ⑧原則として、パリ条約の同盟国が加盟している国際的な政府機関の紋章、他の記章

(II) 相対的不登録事由

相対的不登録事由とは、先の商標の所有者が異議を申立てた場合に、審査官が拒絶することができる事由をいいます。主な事由としては、

- ①同一の指定商品等について、既登録商標又は登録の対象となっている商標と同一の標章の場合。
 - ②類似する指定商品等について、既登録商標又は登録の対象となっている商標と同一の標章の場合。
 - ③同一又は類似する指定商品等について、既登録商標又は登録の対象となっている商標に類似する標章で、需要者間で商品等について混同が生じるおそれがある標章の場合等が、該当します。
- (a) 上記相対的不登録事由については、2007年10月1日より審査の方法が変更され、先の商標の所有者により異議が申し立てられた場合のみ出願を拒絶することができるというものです。
- (b) 実務上の効果とし、先の商標はもはや審査段階において後の出願の受理 (Acceptance) に対する阻却事由とはならず、そして出願の受理に対する公告に異議申立てを望むか否かを決定するのは、商標の所有者次第ということになります。
- (c) 先行商標の存在についての調査は従前通り審査中に行われ、審査官は先行商標が出願と抵触していると判断した場合、出願人にその旨を通知します。
- (d) その後、出願人は出願手続を続行するか否か決定し、続行を決定した場合、調査において特定された先の商標の所有者にはその出願が公告されることを通知されます。
- なお、先の商標が英国商標 (英国を指定する国際出願を含む) の場合は所有者に自動的に通知されますが、欧州共同体商標の所有者には自動的に通知されません。

(5) 異議申立て

①何人も、出願公告 (Publication of the accepted application) から 2 ヶ月以内に、異議申立てをすることができます。

なお、この期間は、請求より 1 ヶ月間延長することができます。

②異議申立書の写しは、出願人に送付され、出願人は送付日から 2 ヶ月以内に答弁書等を提出することができます。

③なお、上記 2 ヶ月以内に出願人及び異議申立人は、お互いが交渉をするためにクーリングオフ期間に入るよう請求することができます。当該請求がされた場合には、出願人の答弁書提出期間が異議申立通知日から 9 ヶ月延長されます。

④このクーリングオフ期間内に、交渉が纏まらなかった場合には、出願人は答弁書等の提出により、又異議申立人は所定の書面を提出することにより、クーリングオフ期間を終了させることができます。

⑤異議申立人が、クーリングオフ期間を終了させた場合には、出願人はその終了日から 1 ヶ月以内に、答弁書等を提出することができます。

⑥異議申立審理の結果、申し立てに理由あり、又は理由なしの決定が行われ、いずれか一方が決定に対し上訴しなかった場合、決定が確定します。なお、決定に不服がある場合には、決定の日から 28 日以内に、指定された担当者 (The Appointed Person) 又は高等法院 (High Court) に上訴することができます。

⑦なお、2013 年 10 月より新たな異議申立制度 (Fast track opposition procedure) が、従来の異議申立制度より安い費用及び迅速な審理を目的として、導入されました。

但し、この新たな異議申立制度による異議申立ができる異議理由が、

(a) 後の出願の商標が先の出願の商標と同一であり、かつ、後の出願にかかる指定商品等が先の出願の指定商品等と同一又は類似する場合
又は

(b) 後の出願の商標が先の出願の商標と類似し、後の出願の指定商品等が先の出願の指定商品等と同一又は類似する場合において、公衆に商品等の混同を生じるおそれがある場合、
に限定されております。

なお、この異議申立手続を利用し、異議申立ての基礎となる商標が出願商標の公告日において 5 年以上前に登録されている場合には、異議申立人は異議申立ての際に先の登録商標の使用証拠を提出する必要があります。

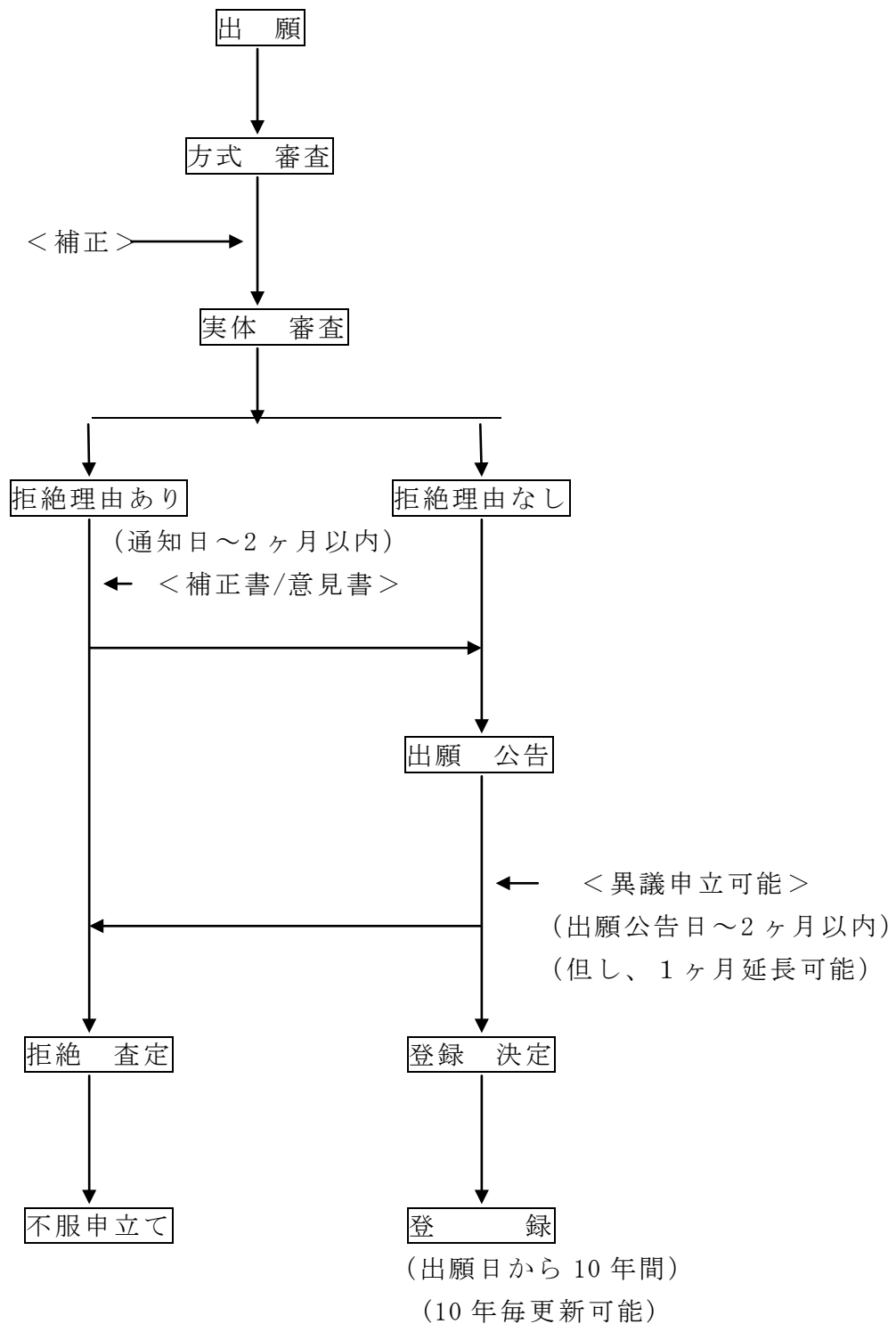
(6) 商標登録

①出願が登録要件を満たし、出願公告され所定期間内に異議申立てが

なく、又は異議申立てに理由なしとの決定が確定した場合には、
出願は登録され登録証が商標権者に送付されます。

②出願が登録された場合、出願日が登録日とみなされます。

出願から登録までのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日

- (1) 商標権の存続期間は出願日から10年です。
- (2) 存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

10. 出願時点での使用義務の有無

- (1) 出願時に商標を使用している必要はありません。
- (2) また、使用する意思も登録要件とはされていません。
- (3) 登録後から継続して5年間使用されていない場合には、請求により取消しの対象となります。

11. 保護対象

商標として保護されるのは、識別性を有し視覚で認識できるような表現可能なものであることが必要です。

なお、標章とは、言葉（人名を含む）、図形、文字、数字、色彩との結合、図形要素又はその組合せ、商品及びその包装の形状、3次元商標、音響商標又は匂いの商標とされています。

12. 留意事項

(1) 団体商標

商品、サービスマークについて、団体商標として保護を受けることができます。

「団体商標」とは、商標を所有する団体構成員の商品又はサービスを、他の商品又はサービスから区別する商標をいいます。

なお、団体商標出願の場合には、商標の使用管理規則を出願から9ヶ月以内に提出しなければならないとされております。

(2) 証明商標

商品、サービスについて証明商標として保護を受けることができます。

「証明商標」とは、使用されている商品又はサービスと関連する商品又はサービスが、商品の出所、材料、生産方法、又はサービスの提供、品質や他の特性について、商標権者により証明されることを示す商標をいいます。

(3) 識別力のない商標の登録可能性

前述しましたように、識別力のない商標は原則とし登録を受けることができません。

しかし、かかる商標であっても、特定人が長年使用した結果識別力を獲得したと認められた場合には、登録を受けることができます。

但し、この場合出願された商標と証拠として提出された商標とは、完全に同一である必要があり、類似する商標は適用されません。

(4) 商標登録の取消（Revocation）について

- ① 何人も登録官又は裁判所に商標登録の取消しを請求することができます。

但し、当該商標に関する手続が裁判所に係属している場合には、裁判所に取消し請求をする必要があります。

②取消し理由は次の通りです。

(a)不使用の正当な理由なく、登録商標が継続して5年以上使用されていなかった場合

(b)登録商標が、商品又はサービスについて普通名称となっている場合

(c)商標権者等の使用の結果、登録商標についての指定商品等について、商品等の性質、品質等について、商標が欺瞞的になっている場合です。

(5)商標登録の無効(Invalidation)について

①何人も登録官又は裁判所に商標登録の無効を請求することができます。

但し、当該商標に関する手続が裁判所に係属している場合には、裁判所に請求する必要があります。

②無効理由は次の通りです。

(a)登録商標が、不登録事由である「絶対的不登録事由」に該当する場合

(b)登録商標が、不登録事由である「相対的不登録事由」における先の商標等と抵触する場合、です。